



## Information #03

### プロテスト委員会から選手・監督へのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

#### 1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらない場合には、抗議されたかどうかに関わらず、速やかにペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行してください。  
違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、適切なペナルティーを決定するためにプロテスト委員会に報告してください(規則 64.6)。
- スポーツマンシップにも違反している場合を除き、プロテスト委員会は第 2 章の規則の違反に対しては、通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば:

- a. 規則に違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- b. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- c. チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。
- d. 損傷や傷害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

#### 2. 外部の援助

準備信号の後に、支援者艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具を受け渡したりすると(仮に受け渡しが準備信号の前に始まっていたとしても)規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

支援者艇のレース・エリアへの進入が禁止されている場合、援助を必要とするレース中ではない艇は、レース・エリアの外にいる支援者艇のところまで帆走する必要があります。

#### 3. 推進方法

World Sailing Rule42 Interpretation(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます: JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P に基づくペナルティーを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから海上で説明を受けることができます。陸上で説明を受けることもできます。

#### 4. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

#### 5. 調停ミーティングのオブザーバー

調停員が適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名に限り、調停ミーティングを傍聴するオブザーバーが認められます。

## **6. 審問のオブザーバ**

審問パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、全ての当事者が同意した場合には、認められます。

## **7. 審問中のスマートフォンやタブレットなどの使用**

当事者やオブザーバは、審問中にルールブックやケースブックなどを確認するため、あるいはメモを取るために、スマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどの電子機器を使用することができます。ただし、録音や録画することは認められません。また、外部との通信も認められません。スマートフォンなどの電子機器はライトモードにした上で Wi-Fi と Bluetooth を無効にしてください。これと同等の設定ができる電子機器の使用は控えてください。

## **8. 当事者が審問に現れない場合**

審問の当事者と開始予定時刻は 公式掲示板に掲示されます。開始予定時刻までに会場の審問待機所で待機していてください。当事者が現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして判決を行います(規則 63.3(b))。

## **9. 成績照会と救済要求**

例えば OCS と記録された艇がレース委員会の誤りを主張して救済要求した場合、救済が与えられるためには、レース委員会の記録の誤りを証明するための証拠を審問で提示する必要があります。例えば、OCS と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。プロテスト委員会には、確からしさの比較に基づいて事実を認定することが求められています(規則 64.1(a)、ケース 136)。

得点記録に誤りがあると考えてレース委員会に質問したい艇は、オンラインフォーム「得点照会」を提出することができます。レース委員会は、回答する前に、証拠を提示するなどして説明することができます。それでもレース委員会の回答に納得がいかない場合、艇は救済要求することもできますが、このような救済要求は、「得点照会」が常識的にできるだけ早く提出されていなかった場合には、無効となります(SI 16.9)。

## **10. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠の提示**

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることができるよう準備してください。

## **11. プロテスト委員会への質問・要望**

選手やコーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈やプロテスト委員会の手続きや方針について、オンラインフォーム「[オフィシャルへの質問](#)」に記入して、または、プロテスト委員長に直接、質問することができます。質問と回答は掲示して公開します。

増田開

Chairman, Protest Committee (プロテスト委員長)

2023 年 10 月 7 日